**令和６年度（２０２４年度）入札参加資格審査申請書提出要項【測量・建設コンサルタント等】**

　令和６年度において、四條畷市（教育委員会及び下水道事業含む。）が発注する「測量・建設コンサルタント等」について、入札に参加しようとする方は、次の提出要項により一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を提出してください。

１　資格要件

　①　次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

　　ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定によ

り従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１１条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

　　エ　民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

　　オ　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者

②　営業に関し法令上、免許又は登録を要するとき、当該免許、許可又は登録を受けていること。

　③　四條畷市暴力団排除条例（平成２４年３月３０日条例第１１号）第２条第２号に規定する

暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

④　地方自治法施行令（昭和２２年政令第第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれかに

該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後３年を経過した者

を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者で

ないこと。

⑤　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者について再生計画の認可の決定があった場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者を除く。）

⑥　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者について更生計画の認可決定があった場合は、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者を除く。）

２　受付期間

　　　　　　令和６年１月１０日（水）から令和６年１月３１日（水）まで

　　　　　　※期間後は、受け付けできませんのでご注意ください。

３　申請方法

　　　　　**インターネットを利用した電子申請（紙での提出は不要です）**

４　問い合わせ先

　　　　　　〒５７５－８５０１　大阪府四條畷市中野本町1番1号

四條畷市役所　総務部　総務課

５　提出書類

　　申請書や申請に必要な添付書類は、本市ホームページから、ダウンロードしてください。

必要事項を入力し添付書類が準備できたら、インターネットの専用申請サイトにアップロードして提出してください。

６　その他

　　①　今回の申請による業者登録の**有効期間は令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで**です。

　　②　申請書の受付は、総務部総務課で一括して行います。教育委員会及び下水道事業へあらためて申請する必要はありません。

③　登録後に登録内容の変更があった場合は、インターネットの専用申請サイトにアップロードして提出してください（別途料金は不要）。郵送等による提出は不要です。

　　④　申請書の内容の一部は、入札参加資格者名簿として公開することになります（本市ホームページ）ので、あらかじめご了承ください。

　　⑤　 許可・登録等の変更における希望業種の追加登録に関して、年度途中の変更受付はできません。